１１１．０２

氏名変更等の届出

１．氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の変更の届出

特例法施行規則第３条第１項若しくは第３項又は現金手続省令第２条１項若しくは第３項の規定により識別番号を付与されている者が、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所を変更したときは、特例法施行規則第４条第１項又は現金手続省令第３条第１項の規定により、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

ただし、各規定により届出が必要とされる同一の内容の変更を、いずれかの規定により届け出ている場合はこの限りでない。

２．変更の事実を証明する書面の提出

特許庁長官が必要と認める場合には、変更の事実を証明する以下の書面の提出を命じる（特例施規４条５項、現金手続省令３条４項）。

（１）自然人にあっては、戸籍謄本（抄本）及び住民票（本籍と住所が同じ場合は添付する必要はない。）

（２）法人にあっては、登記事項証明書

３．届出人の押印又は署名

（１）特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が変更の届出をするときは、届出の書面に提出者（代理人を除く。）の印を押さなければならない（特例施規４条２項又は現金手続省令３条２項）（→１４．１０）。

（２）外国人[注1]は、特例法施行規則第４条第２項又は現金手続省令第３条２項の規定による押印に代えて署名をすることができる[注2]が、当該署名は本人確認できるものでなければならない（→１４．２０）。

４．届出の形態

特例法施行規則第４条第１項又は現金手続省令第３条第１項の規定による識別番号に係る氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の変更の届出は、特許庁長官に対して一通提出すれば足り、事件ごとに届け出る必要はない。また、特許法施行規則第９条第１項の規定に基づく氏名等の変更の届出は、事件ごとに届け出なければならない。

また、特例法施行規則第４条第１項の届出（代理人に係るものを除く。）と登録名義人（特許権者、実用新案権者、意匠権者及び商標権者に限る。）又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請は、届出をした者が登録の申請人と同一で、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面ですることができる（特例施規４条４項）。

（改訂令和７・４）

注 1 外国に住む日本人についても同様とする。
注 2 日本に住む外国人に限る。